

# 小川会計通信

1994年11月1日創刊 第134号 2010年5月号

【発行】税理士法人 小川会計 〒950-0862 新潟市東区竹尾 2-20-20

TEL : 025-271-2212 FAX : 025-271-7378

## 倒産防止共済、小規模企業共済の改正による節税効果拡大

今回、中小企業の支援を目的に、中小企業倒産防止共済制度及び小規模企業共済制度が制度面、税制面において拡充されました。但し、倒産防止共済は平成23年10月までに実施、小規模企業共済は平成23年4月までに実施されることとなっていますので、施行期日の発表を待つこととなります。

### 中小企業倒産防止共済制度

この制度は、取引先が倒産した際に迅速に貸付けを行い、連鎖倒産を防止するものです。具体的には、取引先が倒産した際に、掛金を原資として積み立てた掛金の10倍または売掛金債権のいずれか少ない額を、無利子・無担保・無保証人で貸付けを受けられます。

(ただし、共済金の貸付けを受けられますと、貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。)

近年、中小企業の倒産件数・負債額が増加して連鎖倒産リスクが増大する中、現行の共済金の貸付限度額3,200万円では回収困難額が満たせない共済契約者が急増しているということで、貸付限度額を8,000万円に引き上げることになりました。

### 改正点

|          |         |                        |
|----------|---------|------------------------|
| 貸付限度額    | 3,200万円 | 8,000万円に拡充             |
| 掛金総額の限度額 | 320万円   | 800万円に拡充               |
| 掛金月額限度額  | 8万円     | 20万円に拡充 (年96万円 年240万円) |

### 税制上のメリット

掛金は拠出時に必要経費又は損金に算入できます。なお、解約は自由で、納付月数が12ヶ月以上なら80%、40ヶ月以上なら100%掛金は戻ってきますので、節税効果の高い積立預金のようなものです。

### 小規模企業共済制度

この制度は、小規模企業経営者(個人事業主、会社役員)が廃業や引退に備えて、自分の退職金の積立てをするものです。

## 改正点

これまでは事業主だけが対象でしたが、改正によって共同経営者(事業主と一緒に仕事をする妻や子など)も対象となり、加入対象者の拡大が図られました。

## 税制上のメリット

掛金は最大月額7万円(年間84万円)で、その全額が所得控除の対象となるため、事業の必要経費になるのと同じ効果があります。

廃業時に受け取る共済一時金は、退職所得の対象となり優遇されます。

## 小川会計コラム 「2つの育児給付金を統合」

### 育児休業給付の改正 (平成22年4月1日改正)

育児休業給付金は、育児休業中に休業開始時賃金の30%の育児休業基本給付金が支給され、その後職場復帰し6ヶ月経過後に、20%の育児休業者職場復帰給付金が別々に支給されています。この両者を統合して、育児休業中に支給することになりました。

これについては、育児休業を取ってもやむを得ない事情で職場復帰できないケースなど満額支給できない場合もあり、所得保障の観点から改正が望ましいとする意見の一方で、現在の職場復帰率8割余りを引き上げる観点からは、慎重であるべきという意見も出ていました。しかし、最終的には、育児休業者の所得保障を優先する事とし、2つの給付金を統合する事となりました。

### 統合された給付金は4月以降の休業開始者に支給

平成22年4月1日以降に育児休業を開始した人については、2つの給付金がまとめて育児休業中に支給されます(職場復帰給付金は廃止)。つまり育児休業が終わって職場復帰後6ヶ月経過を待たなくとも、従来の職場復帰給付金を含めた額の給付金を受給できます。

手続きにおいては、平成22年3月31日までに育児休業を開始した労働者の職場復帰給付金の手続きを忘れないように注意が必要です。

### 給付率引き上げ延長措置

現在の職場復帰給付金は、平成22年3月31日までは本来の給付率が暫定的に20%に引き上げられていて、2つの給付金は合わせて50%となっています。

今回の改正でこの引き上げ期間は当分の間延長される事となりました。2つの給付金は統合されて基本給付金のみとなりますが、統合後の基本給付金は50%になり支給されます。

育児休業給付は休職中に全額受け取れるようになりました。



## 小川会計主催セミナーのご案内

### 定例セミナー 「数字に強くなるための決算書の見方・活かし方」

日時:5月20日(木) 午後5時30分～午後6時30分

場所:小川会計 本社(新潟市東区竹尾2-20-20)

参加費:お一人様1,000円(消費税込)

詳しくは当社担当者までお問合せ下さい。



### 自社分析「SWOT分析」セミナー

「SWOT分析」とは、組織のビジョンや戦略を企画立案する時に利用する現状分析の手法です。

強み(Strengths)

弱み(Weaknesses)

機会(Opportunities)

脅威(Threats)

この4つを評価・分析して戦略計画を立てます。

日時:6月22日(火)午後1時30分～午後5時00分

場所:小川会計 本社(新潟市東区竹尾2-20-20)

参加費:お一人様10,500円(消費税込)

詳しくは当社担当者までお問合せ下さい。



～内容についてのご質問・ご相談はお気軽にどうぞ～

税理士法人 小川会計